

岩手県告示第821号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項及び第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成30年11月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人 山田町社会福祉協議会	下閉伊郡山田町 八幡町3番20号	下閉伊郡山田町 山田第15地割82 番地2	山田町社協指 定訪問介護事 業所	下閉伊郡山田町 八幡町3番20号	下閉伊郡山田町 山田第15地割82 番地2	平成28年12月12日

2 訪問入浴介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人 山田町社会福祉協議会	下閉伊郡山田町 八幡町3番20号	下閉伊郡山田町 山田第15地割82 番地2	山田町社協指 定訪問入浴介 護事業所	下閉伊郡山田町 八幡町3番20号	下閉伊郡山田町 山田第15地割82 番地2	平成28年12月12日

3 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者			居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人 山田町社会福祉協議会	下閉伊郡山田町 八幡町3番20号	下閉伊郡山田町 山田第15地割82 番地2	山田町社協指 定居宅介護支 援事業所	下閉伊郡山田町 八幡町3番20号	下閉伊郡山田町 山田第15地割82 番地2	平成28年12月12日

4 介護予防訪問入浴介護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人 山田町社会福祉協議会	下閉伊郡山田町 八幡町3番20号	下閉伊郡山田町 山田第15地割82 番地2	山田町社協指 定訪問入浴介 護事業所	下閉伊郡山田町 八幡町3番20号	下閉伊郡山田町 山田第15地割82 番地2	平成28年12月12日

5 介護予防・日常生活支援

介護予防・日常生活支援事業者			介護予防・日常生活支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人	下閉伊郡山田町	下閉伊郡山田町	山田町社協指	下閉伊郡山田町	下閉伊郡山田町	平成28年12月12日

山田町社会福 祉協議会	八幡町3番20号	山田第15地割82 番地2	定訪問介護事 業所	八幡町3番20号	山田第15地割82 番地2
----------------	----------	------------------	--------------	----------	------------------